

地産地消等優良活動表彰 実施要領

第1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要な役割を果たす。直売や加工などの取組を通じて、農林漁業の6次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められている。

国産農林水産物の魅力を広く発信することを通じて、消費者の日本の食や農林漁業への理解を促し、国産農林水産物の消費拡大を推進していくことも重要である。

また、子供達や若者が普段自分達の口にする食物の生産者や生産過程を理解し、食に関する感謝の念や、地域の自然、食文化や産業等について理解を深めるためには、学校給食等における地場産物の活用・地場産物に係る食に関する指導や農林漁業体験等の取組が重要と考えられており、幼少期から大学生等までの各教育課程において、こうした取組が積極的に進められている。

このような中、本事業は、全国各地の創意工夫のある様々な地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大及び子供や若者への地場産物に係る教育に取り組んでいる団体、企業、学校及び個人（以下「団体等」という。）を募集し、優れた取組を表彰するものであり、こうした表彰を通じて、更なる地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大の推進に資することを目的に実施するものである。

第2 実施主体

この表彰は、全国地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する。

第3 表彰の部門

表彰の部門は、生産部門、食品産業部門、教育関係部門とする。

第4 表彰の対象者

地域の農林水産物・食品の利用促進や消費拡大、都市部から国内の農林水産物・食品の利用促進や消費拡大及び子供や若者への地場産物に係る教育を行う団体等とする。

1. 生産部門

農林水産物を生産する団体・企業（自治体、農業組合、生産者（生産者の加工・製造・販売等を含む）、直売所）等

2. 食品産業部門

農林水産物を加工・流通・販売する団体・企業（食品産業、加工、製造、流通、小売（量販店・消費生活協同組合）、外食、中食（弁当、惣菜）、給食（社員食堂、病院、福祉施設））等

3. 教育関係部門

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等

※なお、自治体、協議会等にあっては、農林水産物の生産及び農林水産物の加工・流通・販売に取り組んでいる場合は、主となる取組の部門に応募すること。

第5 取組内容

国産・地場産農林水産物・食品の使用割合の増加に貢献するなど地産地消に資する、次に掲げるような取組を1つ以上行っている団体等。

1. 農林水産業の担い手や組織の後継者、生産・加工技術等の伝承・普及のための人材等の育成が行われている取組。
2. 規格外品の有効活用や遊休農地の活用など、地域の農林水産物の生産が増加することで、農林漁業者の所得の向上に貢献している取組。
3. 有機栽培・地域循環・輸送の工夫など環境への負荷低減を図る取組。
4. 地域の特性を活かしつつ、多様な品目を安定的に生産する体制を整備している取組。
5. 流通事業者等との連携等により適切かつ効率的な流通を確保している取組。
6. 食品関連事業者・消費者など需要者側のニーズや農林水産物の生産量の変動、流通経費の削減等に対応し、地域の農林水産物を安定的に供給するための研究や取組。
7. 国産・地場產品を使用し、食品関連事業者・消費者など需要者側のニーズが反映された商品やメニューが作られている取組。
8. 消費者、若者等への生産・販売の体験活動などの食育や食農教育を積極的に行ってい る取組。
9. 生産者や消費者との交流を通じて、国産・地場產品の魅力を訴求している取組。
10. 学校給食へ地域の農林水産物を活用し、子供や若者に対して、地域の自然や食文化、産業等の理解を深める取組。

第6 表彰の応募

1. 応募方法

表彰を受けようとする団体等は、応募用紙（別紙1）に必要事項を記入し、当該団体等を推薦しようとする都道府県又は市町村等がある場合は添付資料（都道府県又は市町村等の推薦書）に必要事項を記入して応募用紙と併せて、応募期間中に、表彰事業事務局の受付用メールアドレス宛に提出することとする（郵送による提出も可。）。1通あたり7MB以下とし、添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint等のOffice系ファイル、又はPDFファイルで送信すること。また、提出書類は応募用紙10ページ以内、添付書類6ページ以内の計16ページ以内とする。

2. 応募期間

協議会が定める日とする。

第7 表彰の審査

1. 表彰の適正かつ円滑な実施を確保するため、地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大の推進等に関する学識経験や知見等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。
2. 審査委員会では、あらかじめ審査基準を定め、書類審査を行い、表彰の候補を選定する。
3. その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

第8 表彰の種類

審査基準（別紙2）に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、表彰の種類と点数は次のとおりとする。

農林水産大臣賞	2点程度
文部科学大臣賞（教育関係部門から選定）	1点程度
農林水産省関係局長賞	3点程度
全国地産地消推進協議会会長賞	数点

第9 結果の通知

応募者に対して、表彰事業事務局から結果を通知するとともに、表彰のホームページで受賞者を公表することとする。

第10 取組の普及

国産・地場産農林水産物・食品の消費拡大の推進に資するため、地産地消の取組を促進するとともに、関係機関と連携し、表彰された取組について、広く普及するよう努めるものとする。

第11 個人情報の保護について

応募提出書類に記入された個人情報については、当該個人の同意なく農林水産省、文部科学省、審査委員会の委員及び本表彰事業に関わる者以外の者に開示することはしないものとする。

なお、地方農政局等は、本表彰事業の実施に必要なことのほか、自ら開催する地産地消の表彰事業の実施のため、応募提出書類に記入された個人情報を使用することができるものとする。

第12 知的財産権等について

応募提出書類に係る著作権の移転は行わないものとする。ただし地産地消の幅広いPRのため、使用許諾の確認をしたものについては、パンフレット、農林水産省ホームページなどへの掲載や報道機関への情報提供を行う場合があるものとする。

また、応募提出書類に関する全ての権利（著作権・肖像権等）は、応募者又は推薦者が処理をした上で応募するものとする。これらの権利に関して第三者から異議や請求があつた場合は、応募者又は推薦者の責任において処理するものとする。

第13 その他

この表彰の実施に関し表彰事業事務局など必要な事項は、協議会が別に定めるものとする。